

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-5-2
処分の種類	製造設備等の修理、改善命令			
根拠法令条例等・条項	武器等製造法第20条(第9条第3項準用)			
処分の概要	製造設備、保管設備が技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術に適合するように修理、又は改造するよう命ずることができる。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難。)			
基準の制定根拠				